

## 救急救命士が医師の指示を受けず特定行為を行った事案の発生について

救急救命士が、心肺停止状態となった傷病者を救急搬送中、医師の指示を受けた後に行うことになっている特定行為を指示を受けずに実施した事案が発生したので、次のとおりお知らせします。

本件につきまして、関係者の皆様に御迷惑をお掛けし、深くお詫び申し上げます。

### 1 概要

11月17日（水）に救急出場した際、傷病者が心肺停止状態だったため、心肺蘇生を行い救急車に収容した後、医療機関への搬送中に救急救命士が特定行為（静脈路確保及び薬剤投与）を実施しましたが、帰署後に医師の指示を受けていないことが判明したものです。

なお、傷病者は搬送先の医療機関で死亡が確認されました。その後、搬送先医療機関等の医師に検証を依頼したところ、救急救命士の特定行為自体に問題はなく、傷病者の死亡との因果関係はないとの見解を得ました。

### 2 原因

救急車には2名の救急救命士が乗車していましたが、互いに相手の救急救命士が医師から指示を受けたものと思い込んでいたことが原因です。

### 3 再発防止策

救急救命士による特定行為実施時の指示医師への確認手順について、ルールを明確化します。

全救急隊員に対する研修を実施し、再発防止に努めます。

問い合わせ先  
消防局警防部救急課  
042-751-9142  
対応責任者 三澤